

## 兵庫教育大学教育実習総合センター運営会議内規

〔平成25年3月15日〕  
学 長 裁 定

改正 平成26年3月13日

(趣旨)

**第1条** この内規は、兵庫教育大学教育実習総合センター規則（平成25年規則第2号）第10条第2項の規定に基づき、兵庫教育大学教育実習総合センター運営会議（以下「運営会議」という。）の組織及び運営等について定める。

(構成)

**第2条** 運営会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副学長
- (2) 教育実習総合センター長（以下「センター長」という。）
- (3) 教育実践高度化専攻長
- (4) 教育実習総合センター副センター長
- (5) 教育実習総合センター部門主任
- (6) 教育研究支援部長
- (7) その他学長が指名した者

2 前項第7号に規定する委員の任期は、指名に際し学長が定める。

3 前項の規定による委員は、再任されることができる。

(議長)

**第3条** 運営会議に議長を置き、前条第1項第2号に規定するセンター長をもって充てる。

2 議長は、必要に応じて運営会議を招集するものとする。

(所掌事項)

**第4条** 運営会議は、教育実習総合センターの運営に関する基本的事項を審議する。

(議事)

**第5条** 運営会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

**第6条** 運営会議が必要と認めるときは、運営会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

**第7条** 運営会議に関する事務は、教育研究支援部教育支援課が処理する。

(雑則)

**第8条** この内規に定めるもののほか、運営会議の運営について必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この内規は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。